

講演会・観察会等の講師への謝礼等に関する規程

制定 2011年12月20日

改正 2012年4月1日

改正 2013年7月16日

改正 2016年2月16日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部の講習会・講演会・セミナー・観察会等の活動に際し講師を招聘した場合の謝礼等について必要な事項を定める。

(運用)

第2条 運用は次による。

- (1) 講師が日本山岳会東京多摩支部の支部会員の場合は、原則として、謝礼・交通費は支払わない。
 - (2) 講師が日本山岳会東京多摩支部の支部会員でない場合は、原則として謝礼は15,000円を限度とし、交通費（近郊の交通費を除く）は実費相当額を支払う。支払いに際しては、事前に幹事会に報告し承認を得るものとする。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、特別の事情がある場合はその都度幹事会で決定する。
2. 講習会・講演会等において、会費、又は参加費を徴収する場合の謝礼に関しては、前項第1号、及び第2号の限りではない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規程は2016年4月1日より施行する。

この規程は2024年1月1日より施行する

(規程管理責任者：財務委員会委員長)